

関係官庁への届出

オフィス移転時における主な届出の内容です。記載以外の届出や必要書類、期限等の詳細は関係官庁でご確認ください。

関係官庁	内容		窓口	期限	
法務局	本店移転 (管轄内で移転)	本店移転登記申請書	管轄登記所	移転日から2週間以内	
	本店移転 (管轄外へ移転)		旧管轄登記所		
	支店移転	支店移転登記申請書	支店管轄登記所	移転日から3週間以内	
税務署	事業年度、納税地、その他の変更異動届	新・旧納税地所轄税務署		異動後遅滞なく	
	給与支払事業所等の開設、移転、廃止届			移転日から1か月以内	
都道府県税務署	事業開始等申告書	新・旧税務事務所		事業開始の日から10日以内	
社会保険事務所	適用事業所所在地・名称変更(訂正)届	旧社会保険事務所		5日以内	
公共職業安定所	事業主事業所各種変更届	新所轄事務所		変更のあった日から10日以内	
労働基準監督署	労働保険名称、所在地等変更届	<ul style="list-style-type: none"> ・同一管轄内移転の場合：その所轄監督署 ・同県内で管轄外へ移転の場合：新所轄監督署 ・県外へ移転の場合：旧所轄監督署へ廃止届を提出し、新所轄監督署へ成立届を提出 		保険関係が成立した日の翌日から10日以内	
	労働保険概算、増加概算、確定地保険料申告書、労働保険関係成立届			<ul style="list-style-type: none"> ・労働保険確定保険料申告書は保険関係が消滅した翌日から50日以内 ・労働保険概算保険申告書は保険関係が成立した日から50日以内 ・成立届は保険関係が成立した日の翌日から10日以内 	
	労働基準法に関するもの。適用事業報告書(様式23号の2)、その他に就業規則(変更)届、時間外労働・休日労働に関する協定届			新所轄監督署へ新規として提出(同県内と県外へ移転時)	遅滞なく
	安全衛生法に関するもの・安全管理者選任報告(様式第3号)・衛生管理者選任報告(様式第4号)・産業医専任報告(書式第4号)			新所轄監督署へ新規として提出	遅滞なく
警察署	車庫証明	新所轄警察署		-	
消防署	防火管理者専任届	新所轄消防署		遅滞なく	
郵便局	転居届	旧受持郵便局		転居判明後、速やかに	
電話・回線会社	電話架設申込(既契約電話の移設)	各種窓口および電話(116番)		移転日が確定したら速やかに	
	電話架設申込(新規申込)				
	旧ビルの電話転居依頼				

(内容は作成時点のもののため、変更している場合があります)